

平成19年11月

家畜排せつ物法の管理基準と施行状況について

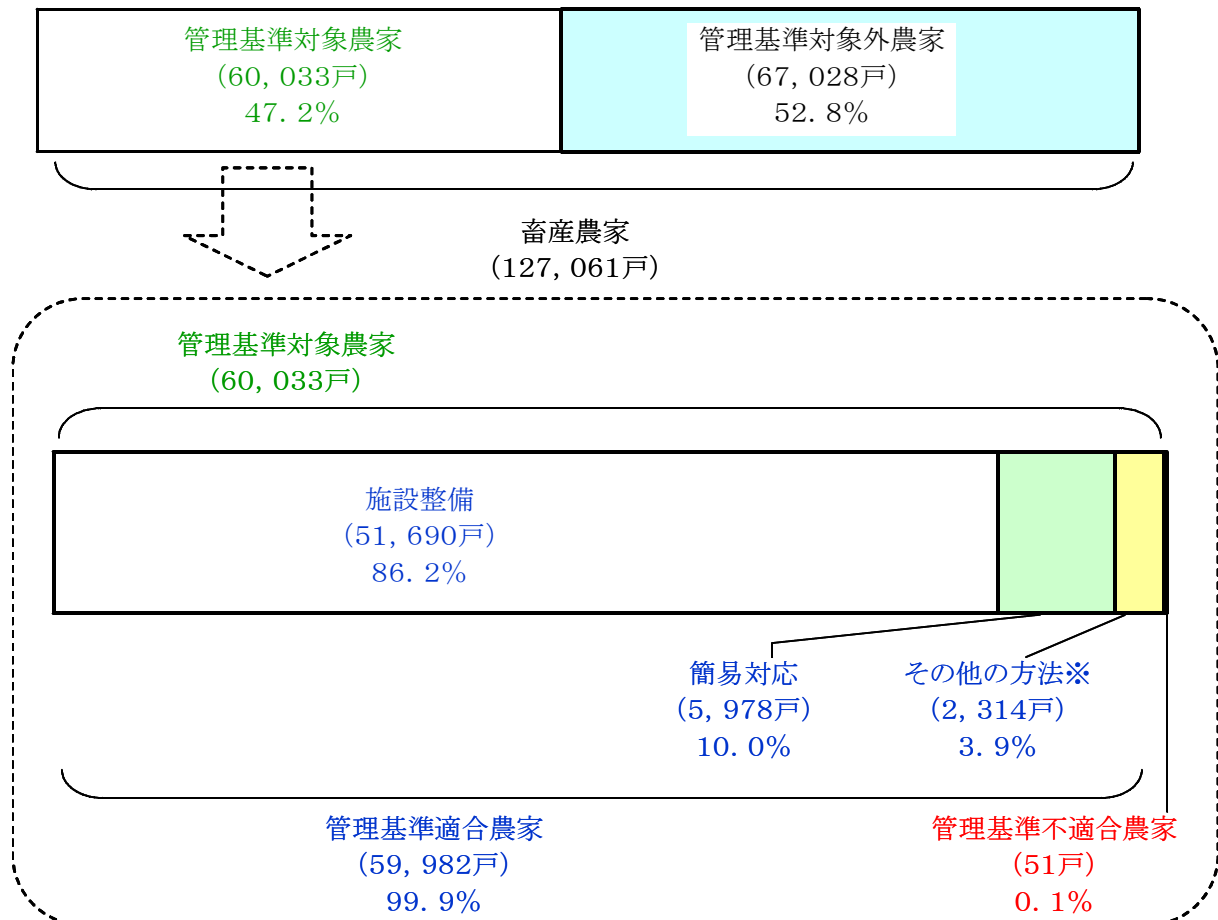
- 1 平成16年11月より「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」が本格施行され、同法に規定する管理基準（別添資料参照）に基づく家畜排せつ物の適正な管理が義務づけられています。

- 2 平成18年12月1日時点の調査において、管理基準適用対象農家数60,033戸のうち、59,982戸（約99.9%）は管理基準に適合している状況です（管理基準に適合していない畜産農家数は51戸）。
また、管理基準への対応方法の内訳は、
 - ・施設整備により対応・・・約86%（51,690戸）
 - ・シート等による簡易対応・・・約10%（5,978戸）
 - ・その他の方法（※）・・・約4%（2,314戸）となっています。
※「その他の方法」には、畜舎からほ場への直接散布、周年放牧、廃棄物処理としての委託処分、下水道利用等が含まれます。

- 3 平成18年12月1日までに、法第4条に基づく指導及び助言は70戸の畜産農家に対して実施され、法第5条第1項に基づく勧告は6戸の畜産農家に対して実施されました。法第5条第2項に基づく命令に至った事例はありませんでした。

- 3 管理基準に適合していない農家に対しては、制度等についての分かりやすい情報提供を行うとともに、必要に応じ技術的なアドバイスを行う等のきめ細かな対応により、管理基準遵守についての理解の促進を図ることが、まずは重要ですが、これらの取組によってもなお改善が進まない場合には、法に基づく行政指導（指導・助言又は勧告）等により、法の適正な運用を確保する必要があります。この場合、どの農家に、どの段階で、どの手段を用いるかは、地域の畜産の実態を踏まえて都道府県が判断すべきものですが、農林水産省としても、都道府県に対し必要な情報を提供するなど、適切に対応していきたいと考えております。

図：家畜排せつ物法への対応状況（平成18年12月1日時点）



※「その他の方法」には、畜舎からほ場への直接散布、周年放牧、廃棄物処理としての委託処分、下水道利用等が含まれる。